

# 学 区 審 議 会 会 議 概 要

## 1 開催日時

令和2年11月12日（木） 午後3時00分～午後4時00分

## 2 開催場所

成田市花崎町760番地  
成田市役所5階503会議室

## 3 出席者

（委員）

江邨会長、濱田会長職務代理者、林委員、松本委員、渡邊委員、亀崎委員、坂内委員、郡司委員、荻原委員（欠席 村田委員）

（事務局）

関川教育長、清水教育部長、松島教育総務課長、藤崎学務課長、並川学務課管理主事

## 4 議題

議案第1号 小規模特認校制度導入に伴う「指定学校変更・区域外就学の運用について」の変更について

## 5 議事(要旨)

成田市立豊住小学校を小規模特認校とすることに伴い、「指定学校変更・区域外就学の運用について」の変更が必要となった。現行での許可基準は、「地理的条件や通学路に関するもの」「養育に関するもの」「部活動によるもの」など全部で11項目あるが、小規模特認校制度導入に伴い、1項目加えることとなる。そこで、基準第11号を「小規模特認校制度によるもの」として追加し、「その他特別に教育的配慮を要するもの」を基準第12号とするものである。

次に、変更点について5点。

- (1) 指定学校変更・区域外就学の許可基準項目に「小規模特認校制度によるもの」を追加し、基準第11号とする。
- (2) (1)の変更に伴い、「その他特別に教育的配慮を要するもの」を基準第12号とする。
- (3) 注意書きについて、(注2)及び(注3)を追加する。
- (4) 「5 手続きの時期等」(2)の※要件に「12」を追加する。
- (5) 「6 その他」規定の運用開始日を「令和2年11月17日」とする。

小規模特認校（豊住小学校 ※令和3年度より）への就学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。として、就学条件を4つ示した。

- ①成田市内に生活の本拠を有し、市内の学校に就学している児童または就学

予定者であること②学校行事やPTA活動などにもご協力いただけること③保護者の送迎等により毎日安全に通学できること④原則として、卒業までの間通学する意志があること

※注意点として、就学を認める定員は、当該校の児童生徒数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

この要件の文言、内容等について意見を求めた。その際に委員から発言のあった内容は次のとおりである。

渡邊委員：小規模特認校制度は、中学校も想定しているのか。

学務課長：児童生徒数の推計データによると、中学校で全学年複式学級になるような状況には、今のところならないと想定されているので、小学校が対象である。従って、「要件 注意点」の本文中の「児童生徒数」の「生徒」を削除し、同様に、「注2」の「児童生徒数」の「生徒」を削除する。

亀崎委員：要件③について、放課後のお迎え等、保護者の時間帯が仕事等で合わない場合の対応は。

学務課長：児童ホームを活用できるようにしていく。

荻原委員：要件④の「原則」とはどういうことか。

学務課長：保護者説明会の中でも、「卒業までではなく、1年間でもよいのではないか」というご意見をいただいたが、短い期間での転出等は、子どもにも負担となる。家族でよく検討した上で決定してほしい。また、経済面など家庭での変化も生じることがあり、転居せざるを得ない場合もあると思われる。それらも踏まえての「原則」としてある。

議長：何よりも、子ども達のことを考えての「原則」ということ。

渡邊委員：要件4－(3)（良好な友人関係等の継続や学校行事等に関するもの）は、小規模特認校でも適用されるのか。

学務課長：適用される。

議案第1号については、一部修正はあったが、全会一致で事務局提案のとおりとする答申を得た。

## 6 傍聴

(1) 傍聴者 2人

(2) 傍聴の状況 傍聴要綱に反する行為は認められなかった。

## 7 次回開催日時（予定）

令和3年度第1回学区審議会 令和3年8月上旬開催予定